

○東大阪市上下水道事業経営審議会規程

令和3年3月31日東大阪市上下水道局管理規程第16号

改正

令和5年4月1日上下水道局管理規程第8号

東大阪市上下水道事業経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年東大阪市条例第80号）第4条第4項及び第5項に基づき、東大阪市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道事業及び下水道事業の計画に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体を代表する者及び一般公募市民のうちから管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、招集された委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 会長は、緊急の必要があり、審議会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由があると認めたときは、議事の概要を示した書面を委員に送付し、期日を指定して委員の賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明

を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水道総務部水道経営室企画課又は下水道部下水道総務室経営管理課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定における委嘱又は任命後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、管理者が行う。

附 則（令和5年4月1日上下水管理規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。